

## 阿賀野市条例第48号

### 阿賀野市児童クラブ設置条例施行規則の一部を改正する規則

阿賀野市児童クラブ設置条例施行規則（平成16年阿賀野市規則第74号）の一部を次のように改正する。

第8条中「健康推進課、教育委員会、各小学校、各種団体等」を「関係機関」に改める。

別表中

「

阿賀野市コスモス児童クラブ	70人
---------------	-----

」

を

「

阿賀野市コスモス児童クラブ	110人
---------------	------

」

に改める。

第1号様式及び第2号様式中「印」を削る。

第4号様式から第6号様式までの規定中「印」を削る。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の阿賀野市児童クラブ設置条例施行規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。